

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

国会

第 143 号/国会
ビエンチャン首都、2025 年 8 月 6 日付

灌漑法

(改正版)

第 I 章

総則

第 1 条 (改正) 目的

この法律は、灌漑事業の管理及び監督に関する原則、規則及び措置を定め、当該事業を効率的かつ効果的なものにより、あらゆる種類及び規模の灌漑施設を技術基準に従い適正かつ近代的に運営させ、農業生産地への給水を確保し、洪水及び干ばつによる被害を軽減し、もって環境に配慮した持続可能な国家経済社会開発に寄与することを目的とする。

第 2 条 (改正) (灌漑)

灌漑とは、農業生産地への給水及び排水のための水管理をいい、これには頭首工系統、送水及び排水の系統が含まれる。

第 3 条 (改正) 用語の定義

本法律において使用される用語は、次のとおりの意味を有する。

- 頭首工 (取水施設)** とは、水源又は貯水池から灌漑系統へ導水するため、用水路の起点又は上流部に建設される構造物であって、灌漑用ダム、灌漑用貯水池、堰、余水吐、揚水ポンプ、水門等を含み、水の流れを制御し及び調節する機能を有するものをいう。

2. **灌漑用ダム**とは、送水系統を通じて農業生産地へ導水するために水位を上昇させ、及び分水させる目的で、河川を横断して土、石又はコンクリートにより建設された工作物をいう。
3. **灌漑用貯水池**とは、ダム、堰その他の工作物の建設によって形成される水域であって、農業生産、洪水対策、干ばつ対策、交通、観光、漁業、工業、水道及び住民の生活の用に供するために水を貯留するものをいう。
4. **越流堰**とは、石又はコンクリートにより河川を横断して建設された工作物であって、水位を上昇させることにより、設計上の技術基準に従いその堰頂から水を溢流させ、及び送水系統を通じて農業生産地へ分水させるものをいう。
5. **余水吐**とは、ダム本体の安全を確保するため、貯水池から放流し、貯水池の水位がダム頂部を超えて溢流することを防止するために建設された工作物をいう。
6. **水門**とは、取水施設、排水路又は河川から送水系統への流量を、開閉式ゲートにより制御するために建設された工作物をいう。
7. **送水系統**とは、生産地へ送水するための用水路及び送水管の系統をいい、基幹用水路、二次分水路、三次分水路、圃場内水路、並びに用水路に設置される制御施設及び分水施設から構成されるものをいう。
8. **基幹用水路**とは、取水施設から受水し、二次分水路へ送水し、又は生産地の灌漑のために送水する用水路をいう。
9. **二次分水路**とは、基幹用水路から分岐して受水し、三次分水路へ送水し、又は生産地の灌漑のために送水する用水路をいう。
10. **三次分水路**とは、二次分水路から分岐して受水し、圃場内水路へ送水し、又は生産地の灌漑のために送水する用水路をいう。
11. **圃場内水路**とは、三次分水路から分岐して受水し、生産地の灌漑のために送水する用水路をいう。
12. **排水路**とは、農業生産地及び環境への影響を回避するため、余剰水又は農業生産地に滞留した水を排出する目的で、生産地よりも低い位置に建設された水路をいう。
13. **灌漑区域**とは、集水区域、取水施設、用水路、排水路、及び調査、測量又は設計に基づき灌漑系統が給水可能な生産地の範囲をいい、関係機関の許可を得た場合を除き、当該区域が他の目的に転用されることを防止するために保存区域の境界標が設置されるものをいう。
14. **コミュニティ灌漑**とは、住民が自ら建設し、又は住民が官民連携により建設した灌漑であって、水車、貯水堰、木製堰、石組堰、導水樋（とい）、井戸、溜池等を含み、主として地元の資材を用いて建設されたものをいう。

15. **灌漑農業プロジェクト**とは、灌漑系統、生産用運搬道路、プロジェクト管理棟、試験室、農業機械、乾燥場、精米所、乾燥処理施設及び農産物倉庫から構成される、技術、科学、及びイノベーションを用いた灌漑区域内における農業生産をいう。
16. **堤防機能付灌漑**とは、雨期の冠水地域における問題を解決し、周年生産を可能とするために建設された灌漑であって、防護堤防、貯水路、送水系統、排水用揚水系統及び水門から構成されるものをいう。
17. **地下水灌漑**とは、地表水源のない乾燥地域における問題を解決し、周年生産を可能とするために建設された灌漑であって、揚水ポンプ、太陽光発電システム、貯水池及び送水路系統から構成されるものをいう。
18. **灌漑専門技術**とは、灌漑に関する科学的及び技術的な専門知識をいう。
19. **プロジェクト実施主体**とは、国から委任を受けた関係省、省に準ずる機関又は地方行政機関をいう。
20. **プロジェクト責任委員会**とは、灌漑プロジェクトの実施の運営及び管理を掌るため、プロジェクト実施主体によって任命された委員会又は組織をいう。
21. **コンサルタント会社**とは、プロジェクト実施主体と契約を締結し、技術的専門分野、プロジェクト管理、実現可能性調査、測量、設計及び施工監理に関する意見又は指導を行う法人をいう。

第4条（改正）（灌漑事業に関する国の政策）

国は、政策の策定、科学研究、近代的な技術、イノベーション及び人工知能の活用、人材の育成及び開発、予算の確保、必要な基礎インフラの整備、維持管理及び補修を通じて、灌漑事業を促進するとともに、灌漑事業管理機関がその業務を効率的かつ効果的に遂行できるよう、条件を整備し、便宜を供与するものとする。

国は、農業協同組合、農業生産グループ、共同体、農民及び住民が、農業生産において灌漑施設にアクセスし、及びこれを利用できるよう、条件を整備し、便宜を供与するものとする。

国は、国内外の個人、法人又は団体による灌漑事業への投資を奨励し、促進するものとする。

第5条（改正）（灌漑事業に関する原則）

灌漑事業は、次の原則に従って実施するものとする。

1. 政策方針、憲法、法律、戦略計画、国家経済社会開発計画及び国家土地配分マスタープランに適合すること。
2. 灌漑事業の実施において、技術基準への適合及び品質を確保し、長期的な利用を可能とすること。
3. 農民及び事業者の参画により、水を節約し、効率的かつ効果的に利用するとともに、環境保護を図ること。
4. 全国における灌漑プロジェクトの管理及び利用を確実にし、国、集団及び団体の利益並びに個人の法律に基づく正当な権利及び利益を保護すること。
5. 関係部門、機関及び地方行政機関との連携を確保すること。

第6条（改正）（法の適用範囲）

この法律は、ラオス人民民主共和国において灌漑事業に従事し、又はこれに関係する国内外の個人、法人及び団体に適用する。

第7条（改正）（国際協力）

国は、灌漑事業を発展、強化及び近代化させ、ラオス人民民主共和国が締結した条約及び関連する国際協定を履行するため、経験及び情報の交換、科学研究、技法、テクノロジー、人材育成その他の分野を通じて、二国間、地域及び国際的な交流並びに協力を促進するものとする。

第II章

灌漑の種類及び規模

第8条（改正）（灌漑の種類）

灌漑は、次の2種類とする。

1. 重力式灌漑

2. エネルギー利用式灌漑

第9条(改正)(重力式灌漑)

重力式灌漑とは、水源及び頭首工の設置位置が農業生産地の標高よりも高く、灌漑用ダム、貯水池、堰及び水門から構成される灌漑をいう。

第10条(改正)(エネルギー利用式灌漑)

エネルギー利用式灌漑とは、水源及び取水施設の位置が農業生産地の標高よりも低く、燃料式又は電気式の揚水ポンプを用いて灌漑水路へ揚水し、農業生産地へ供給する灌漑をいう。

エネルギー利用式灌漑は、揚水ポンプ灌漑、堤防機能付灌漑及び地下水灌漑により構成される。

第11条(改正)(灌漑の規模)

灌漑の規模は、次の4種類とする。

1. **大規模灌漑** 1,000ヘクタールを超える生産面積への給水が可能な灌漑をいう。
2. **中規模灌漑** 100ヘクタールを超え1,000ヘクタール以下の生産面積への給水が可能な灌漑をいう。
3. **小規模灌漑** 10ヘクタールを超え100ヘクタール以下の生産面積への給水が可能な灌漑をいう。
4. **コミュニティ灌漑** 規則に定めるところにより、10ヘクタール以下の生産面積への給水が可能な灌漑をいう。

第12条(改正)(灌漑の技術規程、技術基準及び単価)

灌漑の技術規程、技術基準及び単価は、予算案の策定、プロジェクトの監視、検査、評価の基礎とし、本法第13条に定める灌漑活動に用いるための、灌漑事業に関する専門的原則に係る基準とする。

農業環境省は、関係部門と連携し、各地方の実情に即した灌漑の技術規程及び技術基準を調査研究し、承認するものとする。

農業環境省は、関係部門と連携して灌漑単価を調査研究し、定期的に、政府に提示してその承認を求めるものとする。

第3章

灌漑活動

第13条（改正）（灌漑活動）

灌漑活動は、次の各号に掲げるものとする。

1. プロジェクトの調査
2. プロジェクトの測量及び建設技術設計
3. プロジェクトの建設
4. プロジェクトの建設における品質の監理及び検査
5. プロジェクトの利用、修復及び補修
6. プロジェクトの運営管理

第1節

灌漑プロジェクトの調査

第14条（改正）（プロジェクトの調査）

灌漑プロジェクトの調査は、灌漑事業に関する戦略計画及び国家経済社会開発計画との適合性に基づき、次の二つの段階により構成される。

1. **予備調査** プロジェクト実施主体とコミュニティとの間の協議による合意を経て、机上調査から実現可能性調査へと進める段階をいう。

2. **実現可能性調査** プロジェクトの事業性評価のため、地理、地質、水文、水質、経済社会、技術、テクノロジー、プロジェクトの特性、環境への影響及び設計の代替案について、専門的原則に基づき体系的かつ包括的に行う調査をいう。

大規模灌漑、中規模灌漑及び灌漑農業プロジェクトについては、第 1 項に定める段階に従って調査を実施しなければならない。

小規模灌漑については、灌漑事業に関する専門的原則に従い、現地における測量及び技術データの収集を網羅的に行った上で、建設に着手する前に建設に向けた技術設計の算出を行うことができる。

第 15 条 (改正) (プロジェクト調査結果報告書)

灌漑プロジェクト調査結果報告書は、環境影響評価書を含む当該プロジェクトの経済技術分析書とする。

灌漑プロジェクト調査結果報告書の内容は、次に掲げる事項により構成される。

1. **政策面** プロジェクトと国家経済社会開発計画との適合性に関する調査。
2. **財務及び投資便益面** プロジェクトの総事業費の評価、資金需要、資金調達先及び投資効果（プロジェクトに起因する影響への対応を含む。）に関する調査。
3. **技術面** プロジェクトの規模、各地方の実情に適した技法及びテクノロジー、並びにプロジェクトの持続可能性を確保するための管理、運営及び維持管理に関する調査。
4. **資源面** 資機材の需要、労働力、人材育成等に関する調査。
5. **組織及びプロジェクト管理面** 既存の組織、総合指導委員会、施工管理専門委員会及び当該プロジェクト固有の灌漑用水利用管理組織の設置の必要性に関する調査。
6. **環境面** 社会環境、自然環境、住民の健康等への影響及び灌漑プロジェクトの建設により生じ得る影響を防止し、回避し、軽減するための適切な措置に関する調査。

第 16 条 (改正) (プロジェクト調査結果報告書の承認)

プロジェクト調査結果報告書は、本法第 40 条に定める灌漑プロジェクト調査の管理に基づき、農業環境省又は県農業環境局の承認を受けなければならない。

環境影響評価報告書の承認に関する方法及び手続については、別に定める規則による。

第 2 節

灌漑プロジェクトの測量及び建設技術設計

第 17 条 (改正) (灌漑プロジェクトの測量及び建設技術設計)

灌漑プロジェクトの測量とは、関係上級機関により承認された実現可能性調査の結果に基づき、経済技術分析書を作成するため、灌漑専門技術の原則に従って設計に用いる各種の詳細なデータを実地において網羅的に収集することをいう。

灌漑プロジェクトの建設技術設計とは、測量により得られたデータの分析に基づき詳細な図面等を作成することをいい、全体計画図、図面、施工図、及び灌漑区域内の農民の土地利用権面積の確定を含み、技術規程、技術基準、灌漑単価、業務量の評価（積算）並びに灌漑プロジェクトの建設実施計画の策定に適合するものでなければならない。

灌漑農業プロジェクトを含む灌漑プロジェクトの測量及び建設技術設計は、本法第 41 条に定める灌漑プロジェクトの測量及び技術設計の管理に従い、当該年度の特定の予算が確保されている場合に限り、実施するものとする。

灌漑プロジェクトの測量及び建設技術設計は、規則に定める条件に従い、入札に付さなければならない。

第 18 条 (改正) (灌漑プロジェクトの測量及び建設技術設計の手順)

灌漑プロジェクトの測量及び建設技術設計は、次の手順に従って実施するものとする。

1. 地理、地質、水文、農業気象、水質、灌漑区域内の農民の土地利用権面積の測量及び調査
2. 灌漑専門技術の原則に従った詳細建設技術設計、及びプロジェクト費用の積算
3. プロジェクト書類の作成

第 19 条 (改正) (灌漑プロジェクトの測量及び建設技術設計の目標)

灌漑プロジェクトの測量及び建設技術設計は、次の目標を有するものとする。

1. 技術規程、技術基準及び灌漑単価に適合するとともに、状況に応じて国内の建設資材及び現地の材料の利用を促進すること。
2. 経済技術面及び社会文化面の効率性、並びに住民の利益を確保すること。
3. 天然資源の保全、環境保護、国、集団及び個人の財産の保護を確保すること。
4. 洪水防除、排水及び浸食防止を確保し、もってプロジェクト区域内への給水を図ること。
5. 地表水を利用する条件が整わない場所において、地下水灌漑を行うために地下水を利用すること。
6. 生産のために水を貯留し、配分するための貯水池、堤防機能付灌漑施設、溜池、水路又は送水管を備えること。

第 20 条 (改正) (灌漑プロジェクトの測量及び建設技術設計費用の算定)

灌漑プロジェクトの測量及び建設技術設計費用の算定は、次の各号に掲げる事項により構成される。

1. 頭首工、送水及び排水系統の測量及び設計の費用
2. 洪水防護系統及び農業生産地の冠水排水系統の測量及び設計の費用
3. 浸食防止系統及びプロジェクト区域内の道路網の測量及び設計の費用

測量及び設計費用の算定は、プロジェクトの実際の業務内容に基づき、各時期に定められる灌漑単価に従って行わなければならない。

前項第 1 号から第 3 号までに規定するもののほか、灌漑の調査、測量、建設設計、施工監理、プロジェクト運営管理等の費用については、詳細設計に基づく各種の業務量に従い、かつ、関係規定に従って算定するものとする。

第 21 条 (改正) (灌漑プロジェクトの測量及び建設技術設計結果報告書の承認)

灌漑プロジェクトの測量及び建設技術設計結果報告書は、本法第 43 条に定める灌漑プロジェクトの運用、復旧及び補修の管理に基づき、農業環境省又は県農業環境局の承認を受けなければならない。

農業環境省又は県農業環境局は、灌漑プロジェクトの調査、測量及び建設技術設計の技術的結果を承認し、これに関する証明書を発行するものとする。

第 III 節

灌漑プロジェクトの建設

第 22 条 (改正) (公共投資計画への灌漑プロジェクトの提案)

灌漑プロジェクトは、国会委員会又は関係する県人民評議会委員会の初期段階からの参画を得て、5 カ年及び年度の公共投資計画に提案されなければならない。

公共投資計画 (5 カ年及び年度) に提案されるあらゆる種類及び規模の灌漑プロジェクトは、管轄区分に従い、国会又は県人民評議会の承認を経なければならない。

農業環境省は、公共投資法に定められる金額に該当するプロジェクトを取りまとめ、財務省を通じて政府に提示し、検討を求めるものとする。

県農業環境局は、公共投資法に定められる金額に該当するプロジェクトを取りまとめ、県財務局を通じて、首都又は県の行政委員会に提示し、検討を求めるものとする。

郡農業環境事務所は、公共投資法に定められる金額に該当するプロジェクトを取りまとめ、郡財務事務所を通じて、郡又は市の行政委員会に提示し、検討を求めるものとする。

公共投資計画への灌漑プロジェクトの提案は、公共投資法に定める手順に従って実施するものとする。

第 23 条 (改正) (灌漑建設プロジェクトの承認)

灌漑建設プロジェクトは、国会又は県人民評議会により承認された公共投資計画に含まれるプロジェクトである場合に限り、承認されるものとする。

第 24 条 (改正) (灌漑建設プロジェクトの入札)

国会又は県人民評議会により承認された全てのプロジェクト（借款及び無償援助によるプロジェクトを含む。）は、公共調達法（国費による調達及び雇用に関する法律）及び資金供与者の規定に従い、入札に付さなければならない。

第 25 条 (改正) (灌漑建設プロジェクト入札参加者の要件)

灌漑建設プロジェクトの入札に参加しようとする法人又は団体は、次の要件を備えていなければならない。

1. 農業環境省の規定に基づく灌漑建設事業許可を保有すること。外国の法人又は団体である場合には、ラオス人民民主共和国国内に事務所を有していなければならない。
2. ラオス人民民主共和国の銀行による証明を受けた、安定的かつ十分な財務状況を有すること。
3. 知識、能力及び経験を有し、工事工程表の作成が可能であり、かつ、過去に灌漑プロジェクトを実施した実績を有する灌漑専門技術者を確保していること。
4. 灌漑部門の検査に合格した、高品質かつ近代的な車両、重機、設備及び現場用の技術機器及び工具を保有していること。
5. 灌漑の種類及び規模に応じた適切な実務経験及び実績を有すること。
6. 公共投資法、公共調達法、その他の法律及び関係規定に定めるその他の要件を満たすこと。

第 26 条 (改正) (灌漑プロジェクト請負契約)

入札の落札者は、灌漑プロジェクトの建設を行うものとする。プロジェクト実施主体は、建設の着手前に、落札者と灌漑プロジェクト請負契約を締結しなければならない。

灌漑プロジェクト請負契約とは、契約当事者の合意をいい、請負人はプロジェクト実施主体の目的に従い、プロジェクト実施主体又は自己の資機材を用いて建設を行い、プロジェクト実施主体は、双方が完了を確認した工作物を引き受け、その代金を支払うものとする。

灌漑プロジェクト請負契約の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

1. 契約当事者の名称及び所在地

2. 目的、価額、履行期間、支払条件及び輸送条件
3. 対象の範囲、数量及び品質
4. 契約当事者の権利及び義務
5. 契約の履行場所及び相互の通知義務
6. 契約違反の結果
7. 紛争解決の方法及び管轄機関
8. 契約の変更及び期限前の終了の条件
9. 関税、税金及び各種手数料に関する義務
10. その他必要と認められる内容

契約当事者は、灌漑プロジェクト請負契約について公証機関による公証を受けなければならない。

第 27 条（新設）（灌漑プロジェクトの建設）

建設請負人は、灌漑建設技術基準に従って建設を実施し、かつ、承認された灌漑プロジェクト建設計画を遵守しなければならない。

第 28 条（新設）（建設における安全の確保）

建設請負人は、個人用保護具の使用、合図、標識及び警戒標識の設置に関する措置を含む、安全及び労働衛生を確保するための体制を整備しなければならない。

第 29 条（新設）（プロジェクト実施主体の責任）

プロジェクト実施主体は、次の責任を負う。

1. プロジェクト責任委員会及び入札委員会の任命。
2. 入札計画、入札図書、及び入札結果の承認。
3. コンサルタント会社及び建設請負人の選定に係る契約締結の承認。

4. 実施計画に従ったプロジェクトの遂行、品質の確保、及び承認された予算内での実施に向けたプロジェクト責任委員会の指導。
5. プロジェクト実施の計画、費用又は工期の変更が提案された場合における、コンサルタント及び建設請負人による技術計画図及び技術設計図面の承認。
6. 技術基準への適合を確保し、かつ、灌漑活動の実施状況を評価するための、灌漑建設期間中におけるモニタリング及び検査。
7. 合意された契約に従った、コンサルタント会社及び建設請負人への建設代金及び施工監理費の支払い。
8. プロジェクトの変更、一時停止、予算の組替え、及び中止の決定。
9. 法律に定めるその他の責任。

第 30 条（新設）（プロジェクト責任委員会及び入札委員会の権限、職務及び責任）

プロジェクト責任委員会は、次の権限、職務及び責任を有する。

1. コンサルタント会社及び建設請負人の選定を円滑に進めること。
2. コンサルタント会社及び建設請負人の業務遂行をモニタリングし、検査すること。
3. 割り当てられた職務を遂行できないコンサルタント会社及び建設請負人の責任者、チーム又は技術者の変更を提案すること。
4. コンサルタント会社及び建設請負人に対し、合意された契約に従って履行するよう通知し、又は指導すること。
5. 合意された契約を遵守しないコンサルタント会社又は建設請負人によるプロジェクト実施の停止又は中止を、プロジェクト実施主体に提案すること。
6. プロジェクト実施主体に対し、プロジェクトの実施状況を定期的かつ継続的に報告すること。
7. プロジェクトを円滑に遂行するための便宜を図るため、地方行政機関及びその他の関係部門と連携すること。
8. 契約書類、技術書類、財務書類等のプロジェクト関連文書を保管すること。

9. 法律に定める、又はプロジェクト実施主体から委任されたその他の権限を行使し、職務を遂行し、及び責任を負うこと。

入札委員会の権限、職務及び責任については、公共調達法（国費による調達及び雇用に関する法律）の定めに従うものとする。

第 31 条（改正）（コンサルタント会社の権利及び義務）

コンサルタント会社は、次の権利及び義務を有する。

1. プロジェクトに供するための入札図書、建設請負契約案及びその他の書類を作成すること。
2. 建設計画を検査し、施工監理を行い、建設請負人に対し、技術計画図、技術設計図面、技術規程及び技術基準を遵守するよう指導すること。
3. 建設請負人による個別の業務の履行を承認し、又は承認しないこととし、提案を受けた日から7日以内にその旨をプロジェクト実施主体へ報告すること。
4. 施工監理の不徹底に起因する工期、施工品質の欠陥等の損害について責任を負うこと。
5. 建設代金の支払いの適正性を証明するため、各段階における業務量（出来高）を詳細にモニタリング、検査及び集計すること。
6. プロジェクトの進捗状況、良好な点、困難な点及びその他の問題を定期的にプロジェクト実施主体へ報告すること。
7. 契約書類、技術図書、財務書類等のプロジェクト関連文書を保管すること。
8. 契約に定められた価額に従い、施工監理費を受領すること。
9. 契約及び法律に定めるその他の権利を行使し、及び義務を履行すること。

第 32 条（新設）（建設請負人の権利及び義務）

建設請負人は、次の権利及び義務を有する。

1. 関係する法律及び規則を正確かつ厳格に遵守すること。
2. 契約に定められた技術設計図面、技術規程及び技術基準に従って建設を実施すること。

3. プロジェクト実施主体、プロジェクト責任委員会及びコンサルタント会社の助言に従うこと。
4. 着工から完了までの実施計画（工程表）を作成し、コンサルタント会社及びプロジェクト責任委員会に提示してその承認を受けること。
5. 実地でのモニタリング及び検査のため、建設計画に定められた業務の履行前に、コンサルタント会社及びプロジェクト責任委員会に事前に通知すること。
6. 建設現場を管理し、警戒標識、標識、信号灯の設置、迂回路の整備、必要な安全防止措置を含む労働安全衛生に関する規定を遵守するとともに、秩序を維持し、環境への影響を最小限に抑えること。
7. 建設期間中、近隣住民の便宜を図るとともに、自己の過失により事故が発生した場合には、近隣住民の生命及び財産に対して責任を負うこと。
8. プロジェクト責任委員会に対し、建設の実施状況を定期的に報告すること。
9. 契約に定められた価額に従い、建設代金を受領すること。
10. 契約不履行に起因する損害について責任を負うこと。
11. 法律に従い、関税、税金、手数料及びサービス料の支払義務を履行すること。
12. 契約及び法律に定めるその他の権利を行使し、義務を履行すること。

第4節

灌漑プロジェクト建設の品質の監理及び検査

第33条（改正）（灌漑プロジェクト建設の品質の監理及び検査）

プロジェクト実施主体は、技術規程、技術基準、工期、品質及び安全性を遵守して灌漑プロジェクトの建設のモニタリング、検査及び施工監理を行わせるため、技術委員会を任命し、又は個人若しくはコンサルタント会社と契約を締結するものとする。

灌漑プロジェクト建設の品質監理・検査契約の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

1. 建設のモニタリング、検査及び品質監理に関する各業務

2. 価額及び支払方法
3. 各当事者の責任
4. 期間及び建設実施計画
5. 報告体制
6. 契約の修正、変更、解除及び終了
7. 紛争解決
8. その他必要と認められる内容

第 34 条 (新設) (支払のための検査)

全ての灌漑プロジェクトは、支払検査の根拠とするため、あらかじめ技術的検査を受けなければならない。

各回の支払検査は、建設請負人が契約に定める工事進捗割合に従って業務を履行した時に実施するものとし、建設請負人への建設代金の支払は、検査委員会の証明を受けた各回の実際の業務量（出来高）に基づかなければならない。

灌漑プロジェクトの建設は、契約の目標を達成するために定期的な評価を行わなければならない。プロジェクトの契約価額に対して契約額に未執行残額が生じた場合、プロジェクト実施主体は残余の資金を国家予算に返還しなければならない。

第 35 条 (改正) (灌漑建設プロジェクトの完了検査及び承認)

契約に従って建設を実施した後、コンサルタント会社は建設請負人と共同でプロジェクト実施主体へ報告するとともに、灌漑建設プロジェクトの検査を実施するため、次の各号に掲げる関係書類を取りまとめて提出しなければならない。

1. コンサルタント会社の検査を経た、建設請負契約に基づく実際の**業務量（出来高）**の総括及び詳細な建設費の精算。
2. プロジェクト実施主体の証明を受けた**竣工図面**。
3. 灌漑システムの管理運営マニュアル。

4. 灌漑用水利用者グループの設立に関する報告書。

灌漑プロジェクトの建設完了報告書を受領したプロジェクト実施主体は、当該報告書を受領した日から **15 日以内**に、当該プロジェクトを検査するための検査委員会を任命しなければならない。書類が不備なく正確であり、かつ、実際の業務内容と一致すると認められる場合、検査委員会は次の条件の下で当該プロジェクトを承認しなければならない。

1. 建設請負人は、最終完了検査の日から **1 年間**、灌漑プロジェクトの建設品質を保証しなければならない。その際、当該プロジェクトの保証金として、建設費の **10%**を国庫に留保するものとする。
2. 保証期間の終了後、プロジェクト実施主体は検査委員会を任命しなければならない。損傷が認められない場合は、契約に従って保証金を建設請負人に返還するものとする。損傷がある場合、建設請負人はこれを修復しなければならない。通知から **30 日以内**に建設請負人が修復を行わない場合、プロジェクト実施主体は、保証金を用いて他の会社に修復を依頼する権利を有する。
3. 保証期間内であっても、甚大な自然災害、不可抗力、又は第三者の行為によって生じた損傷については、建設請負人はその責任を負わないものとする。

第 36 条 (改正) (灌漑プロジェクトの引渡し及び受入れ)

灌漑建設プロジェクトが、契約に定める工事量に従って **100%**完了し、プロジェクト実施主体による検査及び証明を経た後、コンサルタント会社及び建設請負人は、関連書類を一式揃えた上で、**30 日以内**に、正式な供用のために当該灌漑プロジェクトのプロジェクト実施主体への引渡し及び受入れを実施しなければならない。

第 5 節

灌漑プロジェクトの運用、復旧及び補修

第 37 条 (改正) (灌漑プロジェクトの運用)

中規模及び大規模の灌漑プロジェクト（灌漑農業プロジェクトを含む。）について、建設請負人から公式な引渡しを受けた後、本法第 43 条に定める灌漑プロジェクトの運用、復旧及び補修の管理

規定に基づくプロジェクト実施主体は、**60日以内**に、プロジェクト常任責任委員会又は区域常駐責任委員会を任命し、当該委員会の職務、権限の範囲及び責任を定めなければならない。

灌漑プロジェクトの運用とは、水利用の優先順位を定めたプロジェクトの配分計画に従い、主として農業生産に供するために灌漑水を管理運営することをいい、そのほか、水道水生産、工業、観光及びその他の目的に対しても供給を行うものとする。

灌漑用水を利用する個人、法人又は団体は、規定に従い灌漑用水使用料を支払わなければならない。ただし、国投資プロジェクトによる試験又は実証のための利用であって、関係地方行政機関及び農業環境部門の同意を得た場合は、この限りではない。

第 38 条 (改正) (灌漑プロジェクトの復旧)

灌漑プロジェクトの復旧とは、農業生産への給水を確保するため、老朽化した灌漑系統の一部又は全部を改修又は修復して、良好な使用可能状態にすることをいい、これには水利協会、灌漑用水利用者グループ及び事業者が参画するものとする。

灌漑プロジェクトの復旧の手順及び方法については、関係規定に従うものとする。

第 39 条 (新設) (灌漑プロジェクトの補修)

灌漑プロジェクトの補修とは、自然災害又は人為的な行為により損傷した頭首工系統、用水路、構造物、排水路、水門及び洪水防護堤の箇所を、正常に運用可能な状態に戻すために改善又は改修することをいう。

灌漑プロジェクトの補修の手順及び方法については、公共投資法及び関係規定に従って実施するものとする。

第6節

灌漑プロジェクト活動の管理

第40条(改正)(灌漑プロジェクト調査の管理)

農業環境省は、大規模灌漑プロジェクト及び灌漑農業プロジェクトの調査を管理するものとする。この場合、灌漑局が、関係部門及びその他の関係機関と連携しつつ、事業者からの情報を収集・整理し、検討、検査、及び報告の提示を行うものとする。

県農業環境局は、中規模及び小規模灌漑プロジェクトの調査を管理するものとする。この場合、県灌漑課が郡農業環境事務所と共同で、関係する県レベルの各局及びその他の関係機関と連携しつつ、事業者からの情報を収集・整理し、検討、検査、及び報告の提示を行うものとする。

第41条(改正)(灌漑プロジェクトの測量及び技術設計の管理)

農業環境省は、大規模灌漑プロジェクト及び灌漑農業プロジェクトの測量及び技術設計を管理するものとする。この場合、灌漑局が、関係部門と連携しつつ、事業者から情報を収集・整理し、検討、検査、及び報告の提示を行うものとする。

県農業環境局は、中規模灌漑プロジェクトの測量及び技術設計を管理するものとする。この場合、県灌漑部門(課)が郡農業環境事務所と共同で、関係する県レベルの各局及びその他の関係機関と連携しつつ、事業者から情報を収集・整理し、検討、検査、及び報告の提示を行うものとする。中規模灌漑プロジェクトであっても、灌漑用ダムや越流堰の測量・設計など、高度な技術を要するものについては、灌漑局に提示し、検討を求めなければならない。

郡農業環境事務所は、小規模灌漑プロジェクトの測量及び技術設計を管理するものとする。この場合、郡灌漑ユニットが、県灌漑部門による検討、検査及び証明を経た上で、村(タセーン)行政委員会からの情報を収集・整理するものとする。

第42条(改正)(灌漑プロジェクト建設の管理)

農業環境省は、大規模灌漑プロジェクト、灌漑農業プロジェクト、又は公共投資法に定められる投資価額に該当するプロジェクトの建設を管理するものとする。

県農業環境局は、中規模灌漑プロジェクト、又は公共投資法に定められる投資価額に該当するプロジェクトの建設を管理するものとする。

郡農業環境事務所は、小規模灌漑プロジェクト、又は公共投資法に定められる投資価額に該当するプロジェクトの建設を管理するものとする。

第 43 条 (改正) (灌漑プロジェクトの運用、復旧及び補修の管理)

あらゆる規模の灌漑プロジェクトの運用、復旧及び補修の管理については、県農業環境局及び郡農業環境事務所が、プロジェクト常駐又は区域常駐の運営管理委員会を指導する責任を負うものとする。また、県農業環境局に提示して年次予算計画に組み入れるため、当該灌漑プロジェクトの運用、復旧及び補修の予算計画を策定しなければならない。

灌漑農業プロジェクトの運用、復旧及び補修については、農業環境省の責任とし、灌漑局が中央及び地方の関係部門、灌漑事業に関係する事業者と連携し、年次予算計画を策定するものとする。

第 IV 章

灌漑用ダム及び貯水池の安全性

第 44 条 (新設) (灌漑用ダムの安全性)

灌漑用ダムは、本法第 14 条、第 17 条及び第 27 条に規定される灌漑プロジェクトの調査、測量、設計及び建設に関する技術基準に従い、その安全性を確保しなければならない。

灌漑用ダムの運用は、経済社会、環境及び農業生産地への損害を防止するため、安全かつ安定したものでなければならない。

第 45 条 (新設) (灌漑保存区域)

灌漑保存区域とは、頭首工系統、用水路及び排水路の周辺における禁止区域であって、頭首工区域、貯水池区域、送水系統、並びに保存区域の境界標が設置された農業生産地を含む当該区域が、他の目的へ転用されることを防止するために、建設、建築物の設置又はその他の行為の実施を認めないものをいう。

灌漑保存区域については、別に定める規則による。

第 46 条（新設）（灌漑用貯水池）

灌漑用貯水池は、定められた目的を達成するため、段階的に運用されなければならない。貯水池の管理運営にあたっては、環境保護、最小流入量、貯留容量の確保、及び水質に配慮し、農業生産、生活用水、並びに飲用のための給水を確保しなければならない。

第 47 条（新設）（魚道）

魚道（ぎょどう）とは、魚類及びその他の水生動物が流れの緩やかな水流を利用して上流へ遡上できるように設計された工学的構造物をいう。

魚類及びその他の水生動物が往来する経路を遮断する灌漑用ダム、堰、又は水門を建設する場合には、これらの動物が障害物を通過できるように魚道を設置しなければならない。魚道の調査、測量、設計、及び建設については、本法第 14 条、第 17 条、及び第 27 条の規定に従うものとする。

第 V 章

灌漑情報システム

第 48 条（新設）（灌漑情報システム）

灌漑情報システムとは、灌漑業務に関する情報を、書面及び電子的形式により、収集、集約、分析、解析、モニタリング、体系化、保存、普及及び提供するための仕組みをいう。

第 49 条（新設）（灌漑情報システムの構築）

農業環境省は、地方の灌漑関連データベースと情報の提供、交換及び連携が可能な灌漑情報システムを構築、改善、管理及び運用するものとする。

県農業環境局及び郡農業環境事務所は、それぞれの責任範囲において、情報の提供及び交換を含め、灌漑情報システムを管理及び運用するものとする。

第 50 条（新設）（灌漑情報のアクセス及び利用）

個人、法人、及び団体は、自らの活動において灌漑情報システムへアクセスし、これを利用することができる。

灌漑プロジェクトの地図や生データ等の灌漑情報の利用については、関係する農業環境部門の許可を受けなければならない。

第 VI 章

灌漑事業

第 51 条（改正）（灌漑事業の種類）

灌漑事業の種類は、次のとおりとする。

1. 灌漑プロジェクトの調査、測量及び設計。
2. 灌漑コンサルティング。
3. 灌漑プロジェクトの建設、復旧及び補修。
4. 灌漑に関するその他の事業。

第 52 条 (改正) (灌漑事業の実施)

灌漑事業の実施を希望する者は、企業法に定める規定に従い、産業貿易部門において企業登録を行わなければならない。企業登録証の受領後、農業環境部門に事業実施許可を申請しなければならない。

第 53 条 (新設) (灌漑事業実施の条件)

灌漑事業の実施は、次の条件を備えていなければならない。

1. 企業登録証を有すること。
2. 資本、建物、設備、機器及び業務用の車両を適切に有すること。
3. 経済技術実行可能性調査 (FS) 及び事業計画を有すること。
4. 高等専門課程以上の灌漑に関する専門知識を有する技術者を配置し、かつ実務経験証明書を有すること。
5. 灌漑事業の各種類に応じたその他の条件。

第 54 条 (新設) (事業実施許可申請の添付書類)

事業実施許可申請の添付書類は、次のとおりとする。

1. 農業環境省が定める様式による事業実施許可申請書。
2. 企業登録証の写し。
3. 経済技術分析書及び事業計画書。
4. 灌漑事業の各種類に応じたその他の書類。

第 55 条 (新設) (事業実施許可の審査及び交付)

農業環境部門は、申請書及び添付書類を不備なく正確に受理した日から 15 日以内に、灌漑事業実施許可の交付を審査しなければならない。灌漑事業実施許可を交付できない場合には、当該期間内に、申請者に対しその理由を書面で通知しなければならない。

第 56 条（新設）（事業実施許可証）

灌漑事業実施許可証の有効期間は 1 年とし、更新することができる。事業実施許可証は、他者への譲渡、使用の委託、又は賃貸をしてはならない。

灌漑事業実施許可証の更新手続きは、有効期限が満了する 60 日前までに行わなければならない。

第 57 条（改正）（事業者の権利及び義務）

灌漑事業者は、次の権利及び義務を有する。

1. 許可の内容、技術基準及び法律に従い、適正に事業を実施すること。
2. 灌漑業務に関する情報及びニュースを受領すること。
3. 公務員及び関係職員による法律違反に関し、関係機関に不服を申し立てること。
4. 灌漑業務の発展に対し、資金又は労働力を提供すること。
5. 農業環境部門に対し、協力を行い、情報を提供し、及び便宜を図ること。
6. 法律に従い、手数料、サービス料及びその他の義務を履行すること。
7. 法律に定めるその他の権利を行使し、及び義務を履行すること。

第 58 条（改正）（事業実施の一時停止）

灌漑事業の実施は、次の場合に一時停止される。

1. 事業者から申し出があった場合。
2. 許可された目的及び目標に従わずに事業を実施した場合。

第 59 条（新設）（事業実施許可の取消し）

灌漑事業実施許可は、次の場合に取り消される。

1. 一時停止命令に基づく改善又は是正を行わなかった場合。

2. 事業者又は関係機関から申し出があった場合。
3. 許可証を他の法人又は団体に使用させ、賃貸し、又は譲渡した場合。
4. 法律又は規則に重大な違反をし、経済社会、国防及び治安に対し多大な損害を与えた場合。

第 VII 章

灌漑用水利用者グループ、協会及び灌漑専門職

第 60 条（新設）（灌漑用水利用者グループ）

灌漑用水利用者グループとは、灌漑用水の利用から利益を得る住民による集団組織であり、効率的な灌漑水の管理及び運用のために、相互に協力し、援助し合うことを目的として自発的に組織され、郡行政委員会の承認を受けた集団組織をいう。

第 61 条（改正）（灌漑用水利用者協会）

灌漑用水利用者協会とは、健全な複数の灌漑用水利用者グループの連合体であり、灌漑システムの管理・運用の目標を達成し、農業生産地域における農業生産開発計画の効率性及び持続可能性を確保するため、地方行政機関、関係部門、並びに国内及び国際機関と連携する役割を担う。また、会員への支援、助言、及び指導を行い、会員の正当な権利及び利益を保護する。

灌漑用水利用者協会の設立については、別に定める規則による。

第 62 条（新設）（灌漑専門職協会）

灌漑専門職協会とは、農業環境部門の管理の下にある社会組織の一つであり、憲法、法律、規則及び職業倫理に基づき、灌漑分野の技術者、専門家及び事業者の団結と英知を結集する役割を担う。その目的は、自らの専門職を保護、促進及び発展させ、社会への貢献並びに国家建設及び発展に寄与することにある。

灌漑専門職協会の設立及び管理については、別に定める規則による。

第 63 条（新設）（灌漑用水利用者グループの権利及び義務）

灌漑用水利用者グループは、次の権利及び義務を有する。

1. 方針、政策、法律、及びグループの規約に従って活動すること。
2. グループの規約に従い、灌漑施設の維持管理及び補修、資産管理、並びに事業運営から得られた成果の管理を主体的に行うこと。
3. グループ会員に対し、公平かつ行き届いた配水及び排水を行うため、プロジェクト区域内の水管理・排水計画を策定すること。
4. 会員間、又は他の組織若しくは部門との紛争を、法律及び関係規定に基づく調停又は和解の形式によって解決すること。
5. 灌漑基金への水使用料の支払、及びプロジェクトの共通の利益のためのその他の拠出を行うこと。
6. 灌漑系統の管理運用の実施状況を定期的に総括して教訓を導き出し、各作季の生産計画を策定すること。
7. 自らの活動状況を、関係する灌漑管理機関に報告すること。
8. 法律及び関係規定に定めるその他の権利を行使し、及び義務を履行すること。

第 64 条（新設）（灌漑用水利用者協会の権利及び義務）

灌漑用水利用者協会は、次の権利及び義務を有する。

1. 方針、政策、法律、及び協会の規約に従って活動すること。
2. 灌漑用水利用者協会の強化と持続可能性を確保するため、国内外から資金源を積極的に開拓し、確保すること。
3. 灌漑の管理運用の推進、灌漑集水区域における農畜産及び森林管理の促進、並びに農業基盤用地の管理及び開発を奨励すること。
4. 協会の持続的な発展のため、商業的農業生産を促進し、生産資材の供給及び農産物の販売先を確保すること。

5. 協会会員に対し、公平かつ行き届いた配水及び排水を行うため、プロジェクト区域内の水管理・排水計画を策定すること。
6. 各灌漑用水利用者グループに対し、灌漑プロジェクトの維持管理、復旧及び補修を指導・監督し、灌漑基金への水使用料の支払、並びにプロジェクトの共通の利益のためのその他の拠出を行わせること。
7. 環境を保護し、水源涵養域（集水域）において植林を行い森林化すること。
8. 灌漑管理運用の実施状況を定期的に総括して教訓を導き出し、各灌漑用水利用者グループと共同で各作季の生産計画を策定すること。
9. 自らの活動状況を、関係する灌漑管理機関に報告すること。
10. 法律及び関係規定に定めるその他の権利を行使し、及び義務を履行すること。

第 65 条（新設）（灌漑専門職協会の権利及び義務）

灌漑専門職協会は、次の権利及び義務を有する。

1. 灌漑業務に関する政策、法律、規則、及び国家社会経済開発計画を広報・普及すること。
2. 灌漑エンジニア及び技術者を管理するため、内部規則を策定し、職業倫理及び規定を定めること。
3. 灌漑業務に関する法令の策定及び改正について意見を述べること。
4. 灌漑業務に関する情報を受領すること。
5. 灌漑技術の水準を向上させるとともに、会員の管理並びに正当な権利及び利益を保護すること。
6. 国内外の他の専門職協会と連携し、協力関係を築くこと。
7. 会員の活動が法律及び規則に正しく適合しているかモニタリングすること。
8. 自らの協会の活動状況を総括し、関係する灌漑管理機関に報告すること。
9. 法律に定めるその他の権利を行使し、及び義務を履行すること。

第 VIII 章

灌漑基金

第 66 条（新設）（灌漑基金）

灌漑基金とは、灌漑開発を効率的かつ効果的に実施するための予算を確保することを目的に、様々な資金源から資金を蓄積及び動員するために設立された政府の基金をいい、農業環境省の管理、モニタリング及び検査の下に置かれるものとする。

灌漑基金は、略称で「IF」（英訳：IF）と表記する。

第 67 条（新設）（灌漑基金の財源）

灌漑基金の財源は、次に掲げるものとする。

1. 国家予算
2. 灌漑用水利用者
3. 灌漑事業者の拠出金
4. 投資プロジェクト、民間部門、及び個人による拠出金
5. 国内外の組織による援助
6. 基金の運営管理による収益
7. その他法律に適合する収入

第 68 条（新設）（灌漑基金の管理及び運用）

灌漑基金は、灌漑業務のために管理及び運用されなければならない、透明性、監査可能性、並びに国家予算法及びその他の関係法律への適合性を確保しなければならない。

灌漑基金の管理及び運用に関する詳細は、別に定める規則による。

第 IX 部

禁止事項

第 69 条 (改正) (一般的な禁止事項)

個人、法人又は団体による以下の行為を禁止する。

1. 灌漑用の頭首工系統、送水系統及び排水系統を破壊すること。
2. 灌漑用貯水池の集水域における環境を破壊すること。
3. 本法第 13 条に定める灌漑事業を、許可なく実施すること。
4. 許可なく、農業以外の目的に灌漑用水を利用すること。
5. 灌漑施設の建設、維持管理及び補修の実施を妨害し、便宜を図らず、又は協力しないこと。
6. 自己の利益のために、灌漑業務の職員、コンサルタント、プロジェクト実施主体及びプロジェクト管理委員会に対し、賄賂を提供し、又は暴力を用いて脅迫すること。
7. 自己の利益のために、数量や単価を水増しし、あらゆる形態の契約履行を妨害し、又はプロジェクト実施期間を不当に延長すること。
8. 灌漑水路の堤防（天端）及び洪水防護堤を、許可された重量を超える物品の輸送路として使用すること。
9. プロジェクト管理委員会の許可なく、水門の開閉や灌漑水路の掘削を行うこと。
10. 灌漑用水使用料の支払いを回避し、遅延させ、引き延ばし、又は不足して支払うこと。
11. 農業環境省の承認を受けていない調査、測量及び設計図書を使用すること。
12. 許可なく、灌漑区域内の土地を建築用地、工業用地又はその他の用途の土地へ転用すること。
13. その他、法律に違反する行為。

第 70 条 (新設) (灌漑事業主に対する禁止事項)

灌漑事業主による以下の行為を禁止する。

1. 技術平面図、技術図面、技術仕様（規定値）及び技術基準に従わずに建設を行うこと。

2. 自己の利益のために、他者の技術者（エンジニア）の設計図面を模倣（盗用）すること。
3. 同一の者が、灌漑プロジェクトの建設又は補修に関する調査・設計、建設、監督及び検査を兼任すること。
4. プロジェクト実施主体（オーナー）と共謀し、又は賄賂を提供すること。
5. 安全対策及び環境保護措置を講じずに建設を実施すること。
6. 自らが落札した灌漑プロジェクトを（他者に）転売すること。
7. プロジェクト実施主体の許可なく、灌漑関連プロジェクトを他の個人、法人又は団体へ委任又は譲渡すること。
8. プロジェクト実施主体と契約を締結した業務又は建設プロジェクトを放棄又は放置すること。
9. 文書を偽造し、若しくは偽造された文書を使用し、又は灌漑プロジェクトに関して事実と反する情報を提供すること。
10. その他、法律に違反する行為。

第 71 条（改正）（公務員及び関係職員に対する禁止事項）

公務員及び関係職員による以下の行為を禁止する。

1. **権限、職務、又は地位を濫用**し、強要や脅迫を行い、自己、家族、親族、又は仲間の利益を図ること。
2. 個人、法人、又は団体から賄賂を強要、要求、又は受領すること。
3. 職務の遂行において、不注意、怠慢、無視、又は責任感の欠如を示すこと。
4. 灌漑関連の書類を不当に留め置き、遅延させ、又は破棄すること。
5. **灌漑事業を自ら運営し、又は参画すること。**
6. 灌漑プロジェクトの入札に関する国家機密又は公文書を漏洩すること。
7. 書類を偽造し、プロジェクト実施計画に適合しない契約を締結し、又は事実と反する報告を行うこと。

8. 現場で実際に実施された作業工程や数量の検査結果に基づかずに、**支払関連書類を承認・認証すること。**
9. その他、法律に違反する行為。

第 X 章

灌漑業務の管理及び検査

第 1 節

灌漑業務の管理

第 72 条 (改正) (灌漑業務管理機関)

政府は、全国における灌漑業務を中央集権的かつ統一的に管理するものとし、農業環境省に直接の責任を負わせる。農業環境省は、関係する各省、機関、地方行政機関及びその他の部門と主体的に連携及び調整を行うものとする。

灌漑業務管理機関は、以下の組織で構成される。

1. 農業環境省
2. 首都・県農業環境局
3. 郡・市農業環境事務所
4. 村（タセーン）経済財務担当部署

第 73 条 (改正) (農業環境省の権限及び職務)

灌漑業務の管理において、農業環境省は以下の権限及び職務を有する。

1. 灌漑業務に関する政策、法律、戦略計画、及び規則を研究・策定し、政府に検討を具申すること。

2. 灌漑業務に関する政策、法律、戦略計画、及び規則を、計画、プログラム、プロジェクトへと具体化し、実施すること。
3. 灌漑業務に関する政策、法律、戦略計画、計画、事業計画、及びプロジェクトを広報・普及すること。
4. 灌漑業務に関する決定、命令、指示、及び通知を發布し、一時停止し、又は廃止すること。
5. 灌漑活動に供するため、予算及び灌漑基金の管理・運用計画を策定すること。
6. 大規模灌漑プロジェクト及び灌漑農業プロジェクトの調査、測量、設計、及び建設について、研究、解析、意見の提示、及び管理を行うこと。
7. 大規模灌漑プロジェクト及び灌漑農業プロジェクトの実施、管理・運用の評価、並びに頭首工系統、灌漑水路系統及び排水路系統の稼働状況のモニタリング及び測定において、県農業環境局を督励すること。
8. 現代的な技法及びテクノロジーを開発・普及し、灌漑開発に導入すること。
9. 灌漑事業の実施許可証を交付し、一時停止し、又は取り消すこと。
10. 灌漑情報システムを構築、改善、管理、及び運用すること。
11. 灌漑業務に携わる人員を育成、訓練、及び向上させること。
12. 灌漑業務に関する個人、法人、又は団体の申し立てを受理、検討、及び解決すること。
13. 関係する各省、機関、地方行政機関、及びその他の部門と連携・調整すること。
14. 灌漑業務に関して、諸外国、地域、及び国際機関と連絡・協力すること。
15. 灌漑業務の実施状況を総括し、定期的に政府へ報告すること。
16. 法律に定めるその他の権利を行使し、及び職務を履行すること。

第 74 条（改正）（県農業環境局の権利及び職務）

灌漑業務の管理において、県農業環境局は、自らの責任範囲において以下の権限及び職務を有する。

1. 灌漑業務に関する政策、法律、戦略計画、計画、事業計画、及びプロジェクトを実施すること。

2. 灌漑業務に関する政策、法律、戦略計画、計画、事業計画、及びプロジェクトを広報・普及すること。
3. 灌漑業務に関する決定、命令、指示、及び通知を發布し、一時停止し、又は廃止すること。
4. 中規模及び小規模の灌漑プロジェクトの技術的側面及び実施結果について、指導、モニタリング、及び評価を行うこと。
5. 灌漑活動に供するため、管理計画及び予算運用計画を策定すること。
6. 頭首工系統、送水系統、及び排水路系統の管理及び運用の実施並びに評価において、郡農業環境事務所を督励すること。
7. 灌漑事業の実施許可証を交付し、一時停止し、又は取り消すこと。
8. 灌漑情報システムを管理、及び運用すること。
9. 灌漑業務に携わる人員の育成、訓練、及び向上の計画を提案すること。
10. 灌漑業務に関する個人、法人、又は団体の申し立てを受理、検討、及び解決すること。
11. 灌漑業務の実施において、県の各部門、機関、郡行政委員会、及びその他の関係部門と連携し、調整すること。
12. 上位機関の委任に従い、灌漑業務に関して諸外国と連絡・協力すること。
13. 灌漑業務の実施状況を総括し、農業環境省及び県行政委員会に定期的に報告すること。
14. 法律に定めるその他の権利を行使し、職務を履行すること。

第 75 条（改正）（郡農業環境事務所の権限及び職務）

灌漑業務の管理において、郡農業環境事務所は、自らの責任範囲において以下の権限及び職務を有する。

1. 灌漑業務に関する政策、法律、戦略計画、計画、事業計画、及びプロジェクトを実施すること。
2. 灌漑業務に関する政策、法律、戦略計画、計画、事業計画、及びプロジェクトを広報・普及すること。
3. 灌漑業務に関する決定、命令、指示、及び通知を發布し、一時停止し、又は廃止すること。

4. タセーン行政委員会及び関係機関に対し、灌漑の管理及び運用への参画を督励すること。
5. 全ての規模の灌漑プロジェクトの調査、測量、設計、及び建設に関し、参画し意見を述べる
こと。
6. 灌漑活動に供するため、管理計画及び予算運用計画を策定すること。
7. 関係部門と連携し、各プロジェクト区域の管理運用委員会による灌漑プロジェクトの管理及
び運用の状況をモニタリング、督励、及び評価すること。
8. 灌漑情報システムを管理、及び運用すること。
9. 灌漑業務に携わる人員の育成、訓練、及び向上の計画を提案すること。
10. 灌漑業務に関する個人、法人、又は団体の申し立てを受理、検討、及び解決すること。
11. 灌漑業務の実施において、郡の各事務所、機関、タセーン行政委員会、及び関係部門と連携
し、調整すること。
12. 灌漑業務の実施状況を総括し、県農業環境局及び郡行政委員会に定期的に報告すること。
13. 法律に定めるその他の権利を行使し、職務を履行すること。

第 76 条 (改正) (タセーン経済財務担当部署の権限及び職務)

灌漑業務の管理において、タセーン経済財務担当部署は、自らの責任範囲において以下の権限及び義務を有する。

1. プロジェクト管理運用委員会と協力し、灌漑用水利用者グループ及び農民のために、コミュニ
ニティ灌漑及び灌漑区域内の土地の管理及び運用計画を策定すること。
2. プロジェクト管理運用委員会と連携し、各村の特性、潜在能力及び需要に応じた灌漑開発計
画を策定するとともに、灌漑用水利用者グループ及び農民による食糧生産及び市場向け商品
生産を督励すること。
3. 村の灌漑に関するデータ（農業生産面積、水路の総延長、頭首工の送水状況、各水路の構造
物及び状況など）を収集すること。
4. 農民に対し、灌漑プロジェクトを効率的かつ効果的に保護、管理、及び運用するよう啓発・
動員すること。

5. プロジェクト管理運用委員会と連携し、コミュニティ灌漑の復旧及び補修のための予算計画を策定し、郡農業環境事務所の総合計画に組み入れるよう具申すること。
6. 灌漑業務の活動状況を総括し、郡農業環境事務所及びタセーン行政委員会に定期的に報告すること。
7. 法律に定めるその他の権利を行使し、及び職務を履行すること。

第 77 条（改正）（関係省庁、機関、地方行政機関及びその他の関係部門の権限及び職務）

関係省庁、機関、地方行政機関及びその他の関係部門は、自らの役割及び責任に基づき、灌漑業務の管理及び実施に関し、灌漑業務管理機関と連携及び協力する権限を有し、かつ義務を負う。

第 2 節

灌漑業務の検査

第 78 条（改正）（灌漑業務検査機関）

灌漑業務検査機関は、以下の組織で構成される。

1. 内部検査機関: 本法第 72 条に規定される灌漑業務管理機関と同一の機関。
2. 外部検査機関: 国会、県人民評議会、各級の国家検査機関、国家会計検査機構、ラオス国家建設戦線、ラオス退役軍人連盟、大衆組織、及びメディア。

第 79 条（改正）（検査の内容）

灌漑業務の検査内容は、次の各号に掲げる事項とする。

1. 灌漑業務に関する法律及び規則の遵守状況。
2. 公務員及び関係職員の職務執行状況。
3. 灌漑に関する業務活動及び事業の実施状況。

4. 灌漑業務に関する計画の策定及び実施状況。
5. その他、必要と認められる事項。

第 80 条 (改正) (検査の形態)

灌漑業務の検査には、次の 3 つの形態がある。

1. 定期検査：計画に基づき、定められた期日に実施する検査。
2. 事前通知による検査：必要と認められた際に計画外で実施する検査であり、あらかじめ検査対象者に通知して行うもの。
3. 抜き打ち検査：事前の通知を行わず、緊急かつ即座に実施する検査。

灌漑業務の検査を実施するにあたっては、法律を厳格に遵守しなければならない。

第 XI 章

国家灌漑の日及び灌漑標章

第 81 条 (国家灌漑の日)

国家は、11月3日を「国家灌漑の日」と定める。この日を記念し、全国で毎年、水路系統の清掃、頭首工や各種構造物の検査、通水、及びあらゆる面での準備を整える運動を展開し、農業生産地域への適期な水供給を確実に保証するものとする。

第 82 条 (新設) (灌漑部門の標章)

灌漑部門は、農業環境省の承認を受けた独自の標章を有し、灌漑業務の活動においてこれを使用するものとする。

第 XII 章

功労者に対する優遇措置及び違反者に対する措置

第 83 条 (改正) (功労者に対する優遇措置)

本法の実施において顕著な成果を上げた個人、法人、又は団体、特に灌漑事業の発展において最大の利益をもたらす現代的な技法やテクノロジーの研究に貢献した者は、規定に従い表彰を受け、又はその他の優遇措置を受けるものとする。

第 84 条 (改正) (違反者に対する措置)

本法に違反した個人、法人、又は団体は、その違反の程度に応じて、教育・指導、警告、規律処分、罰金、自身が引き起こした損害に対する民事賠償、又は法律に基づく刑事罰のいずれかの措置を受けるものとする。

第 XIII 章

最終規定

第 85 条 (実施)

ラオス人民民主共和国政府は、本法を施行するものとする。

第 86 条 (改正) (効力)

本法は、ラオス人民民主共和国主席が公布の政令を発布し、官報に掲載された後、2025年9月1日より効力を生ずる。

本法は、2012年12月14日付の灌漑法（第26/NA号）に代わるものとする。

国会議長

(署名・公印)

サイソムポン ポンヴィハン (博士)